

パブリックコメント（市民意見公募手続）

※当概要は、パブリックコメントの意見募集対象外です。

上越市いじめ防止基本方針（案） 概要

教育委員会 学校教育課



（作成：総務部広報対話課）

1 意見募集期間

令和5年10月25日(水)～令和5年11月24日(金)

2 意見を提出できる人

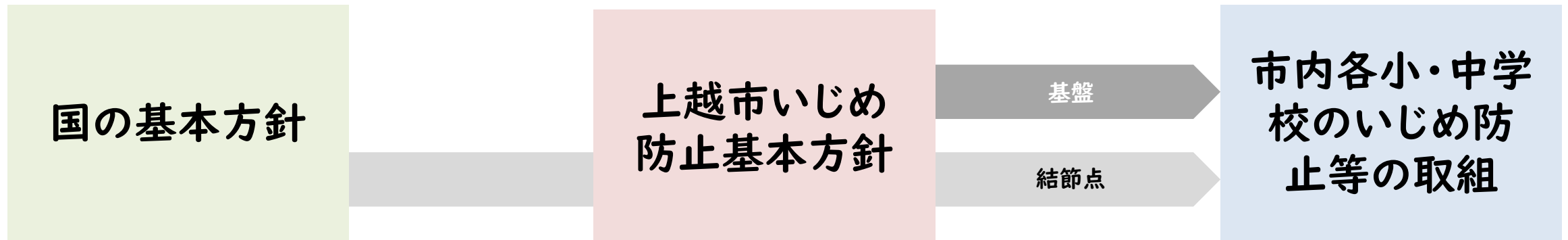
- ・市の区域内に居住する個人
- ・市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人、その他の団体
- ・市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する個人
- ・市の区域内に存する学校に在学する個人
- ・パブリックコメントの対象となる計画、条例等に関し利害関係を有するもの

3 提出方法

意見を募集している担当課の窓口へ提出、郵送、ファクシミリまたは電子メール、また、各総合事務所の窓口でもお預かりします。

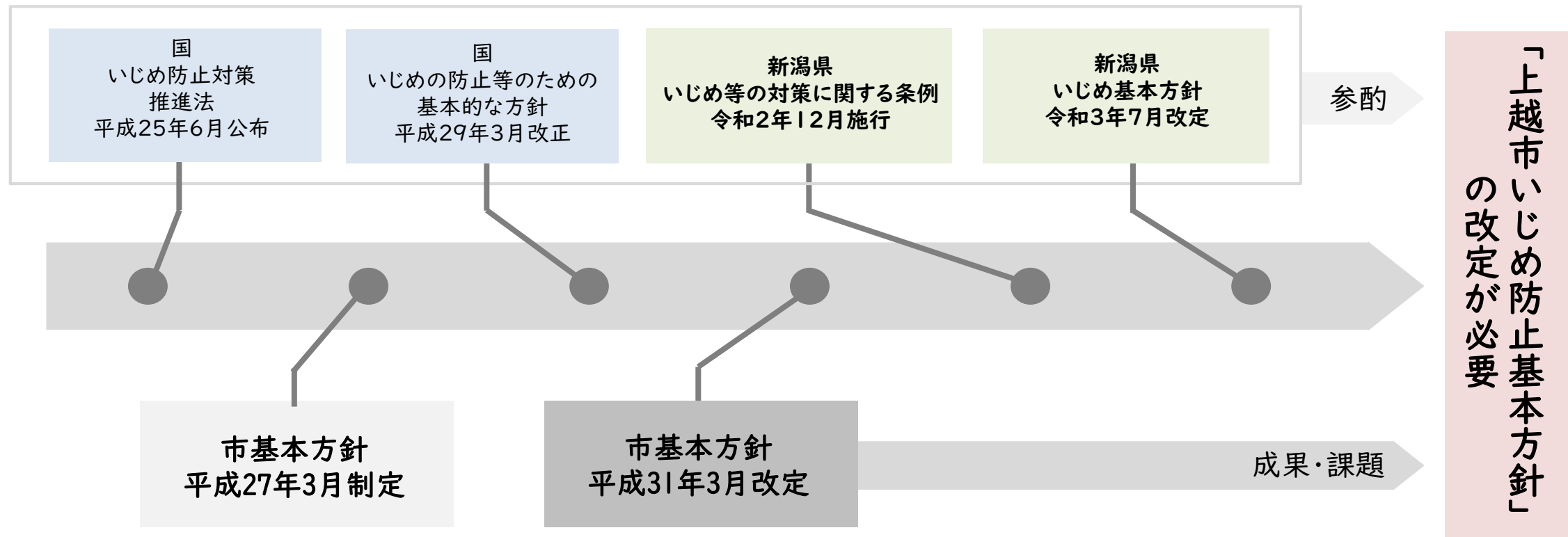
○上越市いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法第12条に基づき、国の基本方針を参酌し、地域の実情に応じて当市のいじめ防止等のため
の対策を総合的かつ効率的に推進するための方針。

○市の基本方針は、国の基本方針と市内各小・中学校のいじめ防止基本方針の結節点となるもので、各学校のいじめ防止等の取組の基盤となるもの。



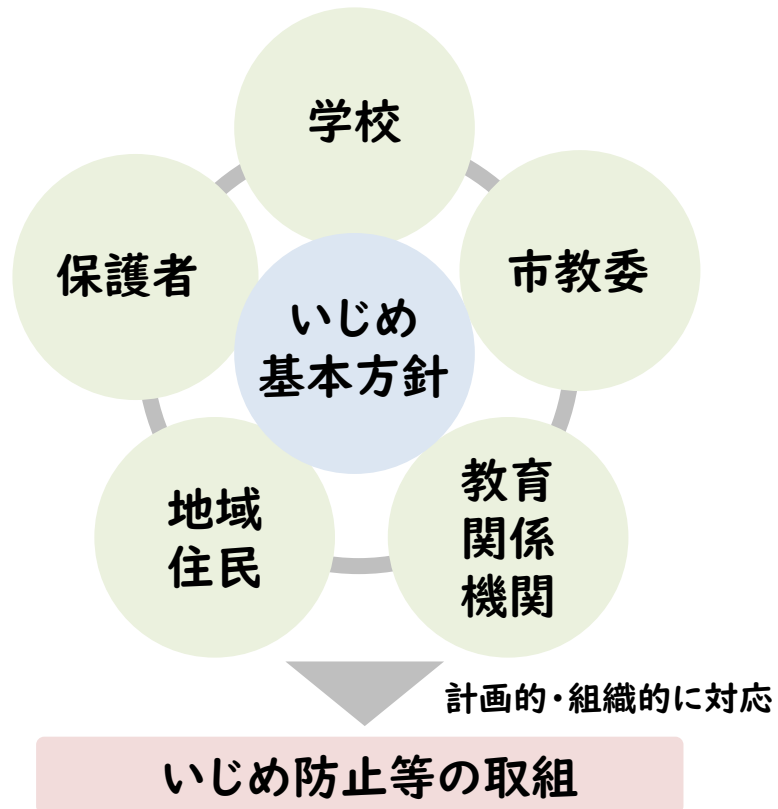
上越市いじめ防止基本方針 改定の背景

平成31年3月の市の基本方針改定から3年が経過する中、令和2年12月に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」が施行、令和3年7月に「新潟県いじめ防止基本方針」が改定されたことを受け、国や県の基本方針を参酌するとともに、成果と課題に応じた基本方針に改定する必要がある。

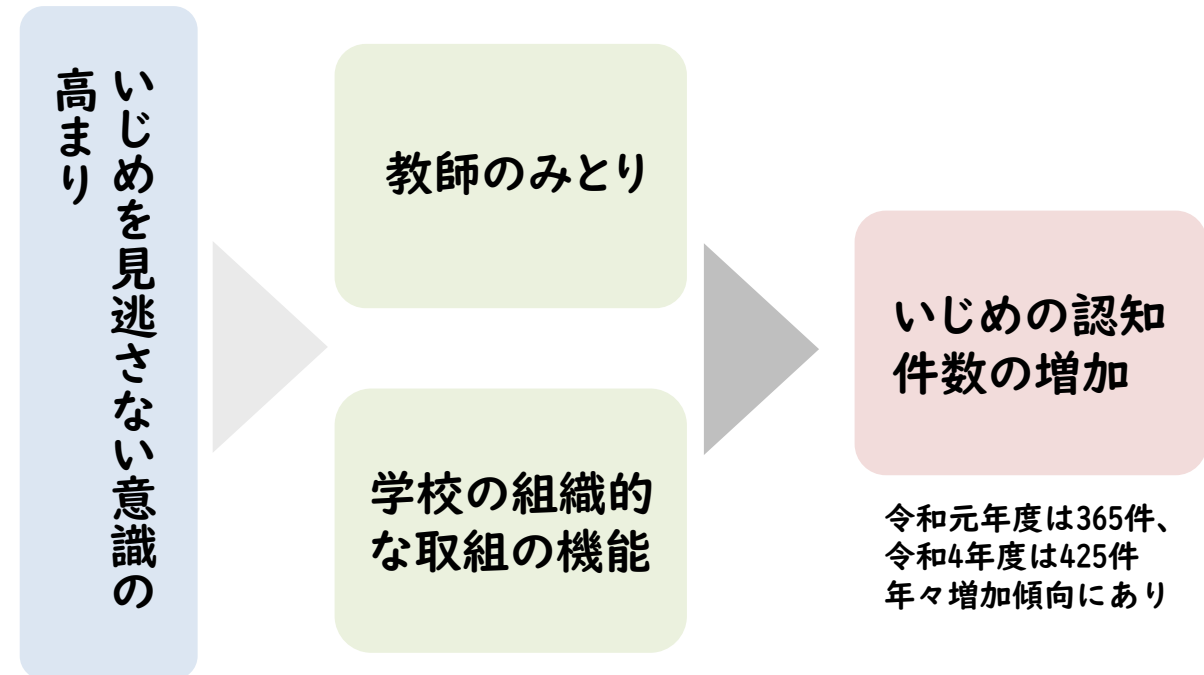


成 果

○上越市いじめ防止基本方針により、関係者が協働し、いじめ防止等に対して計画的、組織的に対応できるようになった。



○いじめを見逃さない意識が高めるとともに、教師のみとりや学校の組織的な取組が機能し、いじめの認知件数が増加。



- いじめの早期発見ができず、いじめへの対応が遅れた事例がある。
- いじめ対応において、担任が一人で対応したために、組織対応が遅れた事例がある。
- 近年、いじめの態様として「ネット等で誹謗中傷される」件数が増えつつあり、早期発見・即時対応が難しくなってきている。
- 今後、新採用教諭に対して、学級経営及びいじめ対応に対するスキル等を育成する必要がある。
- いじめの認知件数の増加は、いじめの発生件数の増加と捉えることもできる。さらに、いじめの未然防止、早期発見、早期解決への対応を強化する必要がある。

- ① 「いじめ類似行為」※を定義に追加し、「いじめ類似行為」についても「いじめ」と同様に扱うことを明記

※具体例：インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らされずにいたとしても、その行為を本人が知った時に、いやな思いをする可能性が高い場合等
- ② 「いじめ類似行為」が定義されたことを受け、「インターネットを通じて行われるいじめ」の防止等に向けた取り組みの推進を明記
- ③ 「いじめの防止等に向けた基本的な考え方」で保護者の責務や児童等の役割を追記
- ④ 「いじめの防止等の対策のための組織の設置」で「学校いじめ対策組織」の構成員にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを必要に応じて加え、組織を拡充
- ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、警察と連携していじめ問題に対応することを明記

問い合わせ先

上越市 教育委員会 学校教育課 指導係

電話 025-545-9244 (直通)

メール j-gaku@city.joetsu.lg.jp

